

2021年11月1日

各 位

管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 有田 浩之
問合せ先 法務部 猪浦 純子
(TEL. 03-6703-7940)

上場ETFの約款変更のお知らせ

ブラックロック・ジャパン株式会社を管理会社とする上場ETFについて、下記の通り約款変更を行なうことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. ファンド名称（銘柄コード）

「i シェアーズ・コア 日経225 ETF」

(1329)

2. 変更の内容

受益権の取得申込みおよび受益権の交換請求に応じない期日および期間から、“日経平均株価構成銘柄の変更実施日並びに株式分割または株式併合等に伴う除数およびみなし額面の変更実施日（以下、「指数構成銘柄の変更実施日等」といいます。）の各々前営業日から翌営業日までの間”を削除いたします。

当約款変更の内容の詳細については、別紙の新旧対照表をご参照ください。

- ・当変更に関する有価証券届出書は、11月9日に提出いたします。11月10日から使用開始となる目論見書は、弊社ホームページに使用開始日以降に掲載されます。

3. 変更の理由

受益権の取得申込みおよび受益権の交換請求に応じない期日および期間の定義日を再検討し、当該指数構成銘柄の変更実施日等の期日/期間であっても当ファンドの取得申込および設定交換請求を受け付けることは可能との結論に至ったため、当該変更を行なうものです。

4. 約款変更と書面決議の手続き等

当約款変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行ないません。

5. 変更の日程

約款変更の届出日	2021年11月9日
約款変更日	2021年11月10日

新	旧
<p>【受益権の申込単位および申込価額】</p> <p>第18条 (省略)</p> <p>②～⑥ (省略)</p> <p>⑦ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第38条に定める計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間） 委託者が、第27条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間 (削除) 対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間 対象指数構成銘柄の売買停止日 この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>⑧～⑱ (省略)</p>	<p>【受益権の申込単位および申込価額】</p> <p>第18条 (省略)</p> <p>②～⑥ (省略)</p> <p>⑦ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第38条に定める計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間） 委託者が、第27条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間 対象指数構成銘柄の変更実施日並びに株式分割または株式併合等に伴う除数およびみなし額面の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間 対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間 対象指数構成銘柄の売買停止日 この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>⑧～⑱ (省略)</p>
<p>【交換請求】</p> <p>第46条 (省略)</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第38条に定める計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間） 	<p>【交換請求】</p> <p>第46条 (省略)</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第38条に定める計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）

<p>2. 委託者が、第27条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間 (削除)</p> <p>4. 対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間</p> <p>5. 対象指数構成銘柄の売買停止日</p> <p>6. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>7. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>⑥～⑫ (省略)</p>	<p>2. 委託者が、第27条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p><u>4. 対象指数構成銘柄の変更実施日並びに株式分割または株式併合等に伴う除数およびみなし額面の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間</u></p> <p><u>5. 対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間</u></p> <p><u>6. 対象指数構成銘柄の売買停止日</u></p> <p><u>7. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</u></p> <p><u>8. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</u></p> <p>⑥～⑫ (省略)</p>
---	---

以上